

## 第26回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

### ◇日時

平成18年6月2日（金） 14:00～16:00

### ◇場所

奈良県文化会館 第3会議室

### ◇議事

- (1) 地方独立行政法人に係る個人情報の保護について
- (2) その他

#### [議事概要]

#### (1) 地方独立行政法人に係る個人情報の保護について

事務局より資料に基づき、地方独立行政法人に係る個人情報の保護について説明した。

#### ○ 県・独立行政法人等・行政機関の法制比較

事務局より資料について説明した後、議論が行われ、県・独立行政法人等・行政機関の法制比較の各事項について、以下のとおり意見集約された。

#### ア 定義（条例第2条）

##### (7) 実施機関

県が設立する地方独立行政法人における個人情報の保護措置について、現行の実施機関と同様の措置を講ずるか否かについて、以下の事項を検討したうえ審議会の意見集約を行う。

##### (イ) 行政文書

「県が設立する地方独立行政法人の役員」を「実施機関の職員」に加えるという方向で、審議会の意見集約とされた。

#### イ 収集の制限（条例第5条）

##### (7) 適正取得

現行の実施機関と同様に、県が設立する地方独立行政法人が個人情報を収集するときは、適正な取得に関する規定を適用する方向で、審議会の意見集約とされた。

(イ) 本人収集

県が設立する地方独立行政法人からの収集を他の実施機関からの収集と同様に取扱い、本人収集の原則の例外とする方向で、審議会の意見集約とされた。

ウ 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（条例第 11 条）

「県が設立する地方独立行政法人の役員及び職員」を「県の職員」と同様に取扱い、これらの者又はこれらの者であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務を個人情報取扱事務の登録及び閲覧の対象外とするという方向で、審議会の意見集約とされた。

エ 開示義務（条例第 14 条）

現行の実施機関と同様に、「公共の安全等に関する情報」に関し、県が設立する地方独立行政法人に第一次判断権を認めるという方向で、審議会の意見集約とされた。

オ 異議申立て

県が設立する地方独立行政法人に対して異議申立てができるという規定を加えるという方向で、審議会の意見集約とされた。

以上の事項を検討した結果、県が設立する地方独立行政法人を実施機関に加えるという方向で、審議会の意見集約とされた。

(2) その他

事務局より資料に基づき、平成 17 年度の個人情報の開示等の実施状況について報告した。